

2026年度(令和8年度)

人権教育・啓発事業実施計画
(重点トピックス)

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

目 次

○ 知事直轄組織	1
○ 総務部	2
○ 総合政策環境部	3
○ 文化生活部	4
○ 文化生活部（人権啓発推進室）	5
○ 健康福祉部	6
○ 商工労働観光部	8
○ 農林水産部	9
○ 建設交通部	10
○ 教育庁	11

＜令和8年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）
知事直轄組織

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	地域における日本語教育の推進	その他主要事項	「地域における日本語教育推進プラン（第2次）」（令和6年12月策定）に基づき、地域における日本語教育の取組を総合的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年12月末の府内の外国人住民数は約8万2千人と過去最多となったほか、特定技能の拡充や育成就労の導入などにより、今後も外国人住民のさらなる増加が見込まれる。こうした大きな社会情勢の変化、外国人住民や地域のニーズや課題に対応するため、令和6年12月に「地域における日本語教育推進プラン（第2次）」を策定した。 ・上記のプランに基づき、市町村や市町村国際交流協会など多様な主体と連携しつつ、地域における日本語教育の取組を総合的に推進する。 	①-6

＜令和8年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

総務部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業等	その他主要事業	国や市町村とも連携して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・拉致被害者等やそのご家族はご高齢となっており、拉致問題の解決には一刻の猶予も許されない。 ・取組を実施するに当たっては、外国人へのヘイトスピーチや差別・排除行為が誘発されないよう、十分に配慮する。 	④-2

<令和8年度人権教育・啓発事業実施計画> (重点トピックス)
総合政策環境部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	京都府総合計画	その他主要事業	<p>「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」に基本的な考え方として明記している「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」や令和4年12月に改定した府政運営の指針「京都府総合計画」の将来構想に掲げる「人と地域の絆を大切に共生の京都府」の実現を目指し、「京都府総合計画」の進捗管理を通じて、計画の着実な推進を図る。</p>	<p>基本計画の分野別基本施策の一つに「人権が尊重される社会」を掲げ、数値目標に「1年間の間にインターネット（フェイスブックやツイッターなど）によって、いじめ、誹謗中傷をされたことのない人の割合」を設定しており、第三者への意見聴取や数値目標の評価など「京都府総合計画」の進捗管理を通じて様々な人権問題の解決につなげる。</p>	-
②	公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成	その他主要事業	<p>公益財団法人世界人権問題研究センターの運営に対する助成</p>	<p>〔センターの取組と今後の方向性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果については、季刊誌等の発行や、人権大学講座や「世人研究ふらっとプロジェクト」などのセンター主催事業、京都府・府内市町村等からの依頼による研修講師派遣などを通じて府民に還元 ・R7は、人権大学講座を14回、講師派遣を32件実施 ・センターの京都市立芸術大学内への移転（R5）を契機に、芸術や環境をはじめとする様々な分野との連携・交流を進めており、これまでになく幅広い研究とその成果を広く府民に還元することで、人権問題への理解促進に取り組む。 	⑤-1

＜令和8年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

文化生活部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	京都ウィメンズベース事業	その他主要事業	<p>「輝く女性応援京都会議」のもと、労働局・府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、中小企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を重点的に支援する。</p>	<p>専門家の派遣企による中小企業への支援や、企業の枠を超えた女性社員のキャリアの各段階に応じたステップアップのための研修等、オール京都で女性活躍の機運を高めているが、企業における女性管理職比率は上昇しているものの、依然として低い状況であるなど女性の社会進出が進んでおらず、「女性活躍推進法」に基づき、「輝く女性応援京都会議」の構成団体が連携して京都における女性の活躍を推進する。</p>	⑥-9
②	消費者あんしんサポート事業	その他主要事業	<p>府民の安心・安全な消費生活を実現するため、高齢者の被害防止対策や年齢等特性に合わせた消費者教育の推進及び市町村消費生活相談窓口の運営支援等を実施</p>	<p>「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に基づき、安心・安全な消費生活の実現を図るため、特に課題となる重点方針に留意しながら施策展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化の進展に伴い、SNSをきっかけとした消費者被害の相談が幅広い年代で急増しており、全ての年代の特性に応じたインターネット取引被害への対応や高齢者等の特殊詐欺や悪質商法等への対応の強化が必要となっているため、消費者教育の機会拡大、高齢者等を見守る人材の養成及び地域の見守りの担い手による啓発など、消費者被害の未然防止に取り組む。 ・公正かつ持続可能な消費者市民社会を形成するため、「エシカル消費（倫理的消費）」の考え方の紹介・普及により、消費行動を通じて社会に貢献する消費者の育成に取り組む。 	⑥-14

＜令和8年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

文化生活部（人権啓発推進室）

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	SNSによる広告啓発事業	その他主要事項	SNS上での広告等を活用したインターネット上の啓発を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで新聞やテレビ、ラジオ等既存の媒体やホームページ、街頭啓発等を中心に府民向けの広報・啓発を実施 ・インターネットの利用が進む中、府民の情報取得方法の変化に対応した啓発が必要 ・バナー広告や動画広告等を活用した啓発を実施予定であり、訴求効果の高いバナーデザインや配信動画の検討を行う。 ・啓発広告に加え、R7年度はイベント告知用広告の配信を実施したところ、効果がみられたため、他の啓発イベント事業との連携を図る。 	⑦-8
②	人権啓発イメージソングを活用した「多様なきっかけづくり」事業	その他主要事項	人権啓発イメージソングの演奏、手話を交えた歌唱等を通じ、人権について考える親しみやすい機会を提供	民間事業者の柔軟な発想を生かした「多様なきっかけづくり」をさらに推進し、魅力ある情報発信に基づく府民参加の拡大を促す。また、市町村主催イベントだけでなく、学校、企業にも積極的に働きかけを行う必要がある。	⑦-1
③	京都ヒューマンフェスタ2026	その他主要事項	幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学ぶ機会を提供することを目的に、近年顕在化してきている人権課題等テーマを設定し、人権問題に取り組むNPO法人等と連携し、親しみやすい人権啓発総合イベントとして開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・R7は目標来場者数には届かなかったが、人権に関する要素を前面に出したトークショーを実施したほか、来場者とNPOとの交流も活発に行われ、来場者が人権について考え、行動するきっかけとなるイベントになった。（アンケートでは、9割以上が「大変満足」「満足」と回答） ・メインイベント以外の時間帯（特に昼頃）は会場内の人数が減少。1日を通して楽しんでもらうイベントにするための工夫が必要 ・より多くの方に来場いただき、人権に関心を寄せるきっかけとするためには、著名人によるトークショー等の目玉コンテンツの魅力に加え、コンテンツ全体の構成や広報のあり方も重要であると考え。委託事業者と協働し、引き続き検討してまいりたい。 	⑦-9
④	インターネット上の人権侵害対策	その他主要事項	関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害の啓発等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる情報通信が、社会経済活動や個人の生活に欠かせないものとなる中、インターネット上の人権侵害を防止するためには、利用者一人ひとりが「加害者にも被害者にもならない」意識と必要な知識、スキル等を身に付けることが重要 ・こうした観点から府民に対し啓発を行いインターネット上の人権侵害の状況、具体例、法令、相談窓口等の知識等を身に付けて対処できるよう目指していく。また、インターネット上の人権侵害について市町村と共同でモニタリングを実施し、これまで実施できていなかったSNS等に関して検討しながら、さらに実態把握を努め、啓発に活かしていく。 	⑦-17

＜令和8年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

健康福祉部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	看取りプロジェクト推進事業	その他主要事業	超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制を構築する	今後ますます高齢化が進展し、年間168万人が亡くなると推計されている2040年を見据えた多死社会への対応が求められている。看取りについて考える府民意識の醸成をはじめとして、ACPの普及啓発、専門人材の養成、施設を含む多様な住まいでの看取り支援、地域で支え合う孤立させない環境づくりが必要と考えている。	⑧-4
②	認知症総合対策事業	その他主要事業	認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図る。	国により令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が策定され、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、令和6年1月に施行されたところである。急速な高齢化進展に伴い、2040年には高齢者の4人に1人が認知症になると見込まれる現状を踏まえ、基本法においては、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる「共生社会」の実現に向け、認知症当事者の意見を重視した施策の推進、計画策定等、国・地方公共団体等の責務について明らかにしている。 府は2013年から全国に先駆けて独自で「京都式オレンジプラン」を策定しており、認知症の当事者視点の重視を基本とした施策の推進により、共生社会の実現に取り組んでいく方向性を定めている。	⑧-5
③	京都府認知症介護に係る研修	その他主要事業	認知症高齢者を介護する介護職員等（初任者等、実践者、リーダー）に対して、認知症になっても個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域における馴染みの人間関係や居住空間の中での暮らしと継続性のある支援について学ぶ研修を実施する。また、市町村における地域密着型介護施設の開設者、管理者、計画作成者等に対しても同様な研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組み等を学ぶ。	国により令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、全国的に研修修了者の増加が求められる中、京都府においても引き続き研修を実施し、介護職員の質を向上することが求められている。	⑧-6
④	高齢者の権利擁護の推進	その他主要事業	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。	高齢者虐待の件数が年々増加しており、比例して困難事案も増加している。市町村等職員が虐待対応での初動期段階等、対応段階を常に意識して組織的な対応を学ぶ機会とする。この他、市町村から研修の開催希望があれば別途対応。今後も、市町村職員等の虐待対応の資質向上に資する研修を実施していきたい。	⑧-7

＜令和8年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

健康福祉部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
⑤	障害者の権利擁護の推進	その他主要事業	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築する。	障害者虐待の件数が年々増加しており、比例して困難事案も増加している。市町村等職員が虐待対応での初動期段階等、対応段階を常に意識して組織的な対応を学ぶ機会とする。この他、市町村から研修の開催希望があれば別途対応。今後も、市町村職員等の虐待対応の資質向上に資する研修を実施していきたい。	⑧-8
⑥	自殺防止総合対策事業	その他主要事業	悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、令和8年3月に策定した第3次京都府自殺対策推進計画に基づき、一人で悩みを抱え込ませない体制づくり、ライフステージや属性（世代・性別等）の状況や課題に応じた取組など自殺対策を総合的に推進	京都府の令和6年の自殺者数は352人と、前年比で58人減少し、自殺死亡率は13.9と全国で低い方から3番目となった。しかしながら、年代別では、20歳未満や20歳代の若年層の自殺者数が増加傾向にあり、40歳代や50歳代は、自殺者数及び自殺死亡率とも以前から高い水準で推移している。 そのため、増加傾向にある若年層を主な対象としたインターネット・SNSでの広報の実施、こどもや若者を支援する者への対応力向上研修の実施、医療関係者や企業の衛生管理者など職域を対象とした自殺予防研修の実施など、ライフステージや属性（世代・性別等）の状況・課題に応じた取組を推進する。	⑧-15
⑦	社会福祉施設長研修	その他主要事業	社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施	現在、様々な方が社会福祉施設を利用されている状況を踏まえ、施設従事者においては、これまで以上に人権を尊重した利用者支援に取り組むことが求められている。また、社会福祉施設における利用者への虐待案件が無くならない現状も踏まえ、京都府社会福祉施設協議会や京都府社会福祉法人経営者協議会等の関係団体と連携しながら、今後とも、社会福祉施設長等を対象とした研修会を開催し、人権教育・啓発に取り組む。	⑧-20
⑧	介護・福祉施設職員階層別研修	その他主要事業	子ども、高齢者及び障害者と接する機会の多い介護・福祉施設職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。	介護・福祉施設職員が、福祉援助者として必要な倫理・基本的姿勢を学び、人権意識をはぐくむ機会とする。 開催方法について、オンライン（ZOOM）のコースを設け、より多くの職員が参加しやすい受講環境に配慮する。また、参集会場も京都市内だけでなく、府北部会場も設定する。	⑧-21

＜令和8年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

健康福祉部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
⑨	オレンジリボンキャンペーン	その他主要事業	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間中にオレンジリボンキャンペーンを展開し、社会全体への広報啓発を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度は、郵便ポストや集配車両、バイクへの啓発ステッカーの掲出、スポーツイベントでの啓発活動により、幅広い世代の方に対して児童虐待防止について考えるきっかけを提供することができた。 ・令和8年度は、協働企業の新規開拓等により、児童虐待防止ダイヤル189や「親子のための相談LINE」の周知をより積極的に行う。 	⑧-22
⑩	ヤングケアラー支援体制強化事業	その他主要事業	ヤングケアラー総合支援センターを中心に、当事者や社会全体への広報啓発や、相談から適切な支援につなげるための仕組みづくりを実施するとともに、こどもの居場所においてヤングケアラーへの支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みづくりが必要であることから、子ども・若者を特定し支援につなげるための実態調査や認知度向上のための広報・啓発や関係機関の連携体制の構築を推進。 	⑧-23
⑪	保育職員研修事業	その他主要事業	家庭とともに人格形成期にある幼児の養育を担う保育所等職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い保育サービスを提供するため、保育所保育指針等に基づく人権に配慮した保育の実施や保護者の支援等に対する柔軟な対応が可能な保育士等を養成するとともに、保育に係る人材の確保を図る必要があるため、継続して実施していく。 	⑧-25

＜令和8年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

商工労働観光部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	公正採用選考啓発事業	主要事業 (継続)	職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が 行う採用選考の側面から、広く啓発を実施	採用選考においては、応募者の適性・能力を基準に行うことが重要であり、厚生労働省は就職差別につながるおそれがある14事項を定め、エントリーシートなどの応募用紙や採用面接などで把握してはならないとされているが、令和7年3月卒業の大学生等を対象に京都府と京都労働局が共同で実施したアンケート調査では、不適切な事例が報告されている。 こうした現状から、令和7年度に立ち上げた「公正採用選考・ワークルール教育推進会議」において、公正採用選考に関する理解向上や啓発に向けた取組を進める。また、大学ポータルや京都ジョブパークのSNS等を活用して学生への啓発を実施するとともに、公正な採用選考について府民により広く周知するため、電車の交通広告を継続して実施し、啓発をさらに強化する。	⑨-1
②	企業内人権問題啓発セミナー	主要事業 (継続)	企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人権 担当者を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深める ための研修会を開催	企業の人権担当者に対し、人権問題について正しい理解と認識を深め、人権尊重意識の高揚を図ることを目的に毎年開催している。近年、企業が調査会社に依頼して応募者の匿名のアカウント（いわゆる「裏アカウント」）を調査し、採用選考の参考にしていることが報道等で明らかになるなど、不適切事例が後を絶たない状況にあり、その多くは採用する企業側の公正採用に対する認識不足が原因であるため、今後の研修では、正しい理解と認識に基づく人権に配慮した公正採用の啓発が必要である。また、令和7年度は部落地名総鑑事件から50年の節目の年でもあるため、同和問題研修を併せて実施したところ、参加者からは好評であったことから、今後もより多くの企業に参加いただけるよう、時勢に合ったテーマの人権問題研修を公正採用の啓発と併せて実施する予定。	⑨-2
③	企業・職場人権啓発推進事業	主要事業 (継続)	企業の代表者及び商工業関係団体役員等に対し、あらゆる差別 問題への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的として、 講義形式の研修会を実施	企業の代表者及び商工業関係団体役員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的に毎年開催しており、令和7年度は、府内4箇所で開催で実施したところ。また、研修の実施にあたっては、受講者に自分事として考えてもらうような講義となるよう、工夫して実施している。令和8年度についても、府内4箇所で開催予定であり、令和7年度の研修会のアンケートから、参加企業が関心を持っている、又は希望する内容を研修テーマとする予定。	⑨-3

＜令和8年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

農林水産部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	農林漁業関係団体職員人権啓発研修	継続	農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、研修を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の農林漁業関係団体職員等の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図ることを目的に長年、実施してきた。 ・コロナ禍でR2～R4は、動画視聴や参加人数の制限等を設けて実施してきたが、R5以降はコロナ禍前同様に会場開催で実施するとともに、研修動画を後日配信し、多くの方が視聴できるよう配慮した形で実施している。 ・アンケートでは、人権に対する理解や認識が深まったことを確認している。 ・時宜を得たテーマ選定と実施方法、開催時期等について検討して実施したい。 	⑩-1
②	農村女性育成事業・京の農林女子カパワーアップ支援事業	継続	農村における男女共同参画の推進や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発及び、女性の起業活動や社会参画活動の取組を支援するセミナー等の開催。	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定締結数は増減がほぼ同数であり、横ばい状態である。今後は、後継者の就農・結婚など家族の変化に応じて、締結し直すように推進する。 ・女性の起業活動支援や組織育成のための講座やセミナーについては、京の農林女子ネットワークのメンバーを中心に案内をしている。今後も新規メンバーを開拓し、夫婦で参加できるよう案内の枠を広げていく。 	⑩-2

<令和8年度人権教育・啓発事業実施計画> (重点トピックス)
建設交通部

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	建設業人権啓発研修	継続	府北部、南部それぞれで人権研修を実施し、人権に係る理解の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業は、地元雇用を支える重要な産業であり業界の健全な発展が求められ、また、業務の危険性や専門性から、経営者には高い倫理観が求められる。 ・R7年度の参加状況も踏まえつつ、参加者数の増加や参加者の理解度アップにつなげるため、研修内容、日程、会場等の工夫に努めながら、引き続き研修を実施する。 	①-1
②	宅地建物取引業者人権啓発	継続	京都府・業界団体（2団体）と共同開催で人権研修会を開催するとともに、宅建建物取引士への法定研修や業界団体の研修機会等に人権に係るテーマを盛り込み、人権に係る理解の増進を図る。令和4年に実施した業界への人権アンケートを踏まえ、効果的な啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業は、業務の適正な運営と取引の公正とを確保しつつ、住生活の向上という社会的責務を担っており、人権意識等高い倫理観を持ち職務を遂行する必要がある。 ・今後も、令和4年に実施した業界への人権アンケートの結果の周知を図りつつ、参加者の理解がより深まるよう、アンケート結果も踏まえた普及啓発に努める。 	①-2

＜令和8年度人権教育・啓発事業実施計画＞（重点トピックス）

教育庁

	事業名	区分	事業概要	背景（現状・課題）と今後の取組の方向性	頁
①	あんしん「子育て－教育」京都プロジェクト事業	その他主要事業	市町村と連携し、産前から成人までの子を持つ親の「子育てから教育」の悩みに寄り添い、解決に導くなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てで家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育てに悩みや不安を抱える保護者への支援が必要。 ・増加する保護者からの相談に対応できるよう、保護者の不安や悩みに寄り添い、解決に導くための「子育て－教育コンシェルジュ」を設置し、子育て・教育相談の体制を構築する。 	⑫-1
②	いじめ防止・不登校支援等総合推進事業	その他主要事業	学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など、いじめ、不登校、問題行動等に対する総合的なサポート体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、全国的に不登校児童生徒数が増加を続けており、これまで以上の対応が必要。 ・いじめや不登校の未然防止を図るため、全ての小・中・高等学校で毎週スクールカウンセラーとの相談ができる環境を維持する。 ・また、心の居場所サポーターの配置による不登校児童生徒の教室復帰に向けた支援や市町村の教育支援センターにスクールカウンセラーを配置しての学校内外を問わないアウトリーチ型支援を実施する。 ・今後も、誰一人取り残されない学びの保障に向け、いじめ防止・不登校対策等を推進していく。 	⑫-2
③	効果の上がる学力対策事業	その他主要事業	児童生徒に確かな学力が身につくよう、基礎基本の徹底や個別課題に対応するための取組を充実し、学力向上に向けた実践的・効果的な支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、よりよい社会と幸福な人生を創り出すために、基礎学力の定着と希望進路の実現を図ることは重要であると認識している。 ・個別補充学習により、個に応じた指導を通じた基礎学力定着の取組を組織的・計画的に実施し、児童生徒の学力の下支えを確実に行う。 ・京都府学力・学習状況調査により、学校全体及び個々の児童生徒のデータを把握・分析し、個々の児童生徒の課題に応じた具体的なアプローチを立案するとともに、認知能力と非認知能力をバランスよくはぐくむための取組を推進する。 	⑫-3